

小田原市監査委員公表第2号

令和2年2月27日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

令和元年度財政援助団体等監査の結果公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

## 財政援助団体等監査の結果に関する報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査（財政援助団体等監査）

### 第2 監査の期間

令和元年11月15日から令和2年2月25日まで

### 第3 監査の対象

- 1 一般財団法人小田原市事業協会（出資(出捐)団体）
- 2 株式会社小田原水道サービスセンター（出資団体）

### 第4 監査の方法

平成30年度の出納その他の事務が適正に執行されているか、関係書類の提出を求め、書類を審査するとともに関係職員から説明を聴取した。

### 第5 監査の結果

- 1 一般財団法人小田原市事業協会（出資(出捐)団体）

[昭和49年設立（財団法人） 市の出捐500万円（出資比率50%）

平成24年 一般財団法人に移行]

#### （1）設立目的

地域資源を生かした豊かな生活基盤のある住みよいまちづくり、心豊かに暮らせるスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、公共的な施設の管理運営に関する事業及びまちづくりに関する調査、企画を推進することにより、市民等の福祉及び健康の増進と豊かな市民生活を創造し、もって、地域社会の健全な発展と青少年の健全な育成に寄与することを目的としている。

#### （2）事業内容

公共的施設の管理運営に関する事業や売店事業、駐車場事業及び中心市街地

の整備改善に関する事業等

(3) 財務状態

ア 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	平成30年度
一般正味財産増減の部	
経常収益	1,006,750,663
経常費用	1,054,505,486
当期経常増減額	△ 47,754,823
経常外収益	0
経常外費用	184,146
法人税等	△ 70,000
当期一般正味財産増減額	△ 48,008,969
一般正味財産期首残高	1,836,496,735
一般正味財産期末残高	1,788,487,766
指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	5,000,000
指定正味財産期末残高	5,000,000
正味財産期末残高	1,793,487,766

イ 貸借対照表

(単位:円)

科 目	平成30年度	科 目	平成30年度
資産の部		負債の部	
流動資産	259,640,890	流動負債	55,686,116
固定資産	2,344,186,940	固定負債	754,653,948
資産合計	2,603,827,830	負債合計	810,340,064
		正味財産の部	
		指定正味財産	5,000,000
		一般正味財産	1,788,487,766
		正味財産合計	1,793,487,766
		負債及び正味財産合計	2,603,827,830

(4) 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。

2 株式会社小田原水道サービスセンター (出資団体)

[平成3年設立 市の出資4,500万円 (出資比率75%)]

(1) 設立目的

市民生活に欠くことのできない水道施設の維持管理体制の強化を図ることを目的として設立された。

(2) 事業内容

24時間体制での宅地内給水装置の修繕業務、市からの受託事業として漏水修繕等待機業務、検定満期メーター等の取替業務や残留塩素測定業務等

(3) 財務状態

ア 損益計算書

(単位：円)

科 目	平成30年度
1 売上高	91,746,994
2 売上原価	52,003,464
売上総損益	39,743,530
3 販売費及び一般管理費	27,350,401
営業損益	12,393,129
4 営業外収益	87,573
経常損益	12,480,702
法人税等	3,172,100
当期純損益	9,308,602

イ 貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成30年度	科 目	平成30年度
資産の部		負債の部	
流動資産	146,432,261	流動負債	4,413,105
固定資産	16,092,779	固定負債	6,447,873
資産合計	162,525,040	負債合計	10,860,978
		資本の部	
		資本金	60,000,000
		利益剰余金	91,664,062
		資本合計	151,664,062
		負債及び資本合計	162,525,040

(4) 監査結果

事業運営は目的に沿って行われており、出納その他の事務は適正に執行されているものと認められた。